平成２５年（フ）第７５号
北海道恵庭市駒場町１丁目４番10―703号、開始決定時の住所札幌市厚別区厚別北３条４丁目８番３―1005号
破産者　佐々木　実
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第６２号
宮城県岩沼市二木１丁目16番10―207号、開始決定時の住所宮城県岩沼市二木１丁目11番１号
破産者　福田　信幸
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第２３９７号
福岡市早良区南庄１丁目16番８号
破産者　西嶋　精隆
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６０号
新潟市秋葉区中野２丁目９番14号
破産者　片野　香織
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５２０号
福岡市城南区別府２丁目20番44号
破産者　横田　浩二
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結

平成２３年（フ）第４９１２号
大阪市住吉区長居３丁目３番28―402号
破産者　ニシマツ住建株式会社
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第８号
大阪府吹田市山手町３丁目15千里関大前コーポラスＣ棟405、前住所島根県隠岐郡隠岐の島町飯田屋敷余り15番地
破産者　山本　久人
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
松江地方裁判所西郷支部破産係

平成２４年（フ）第１３７号
福島市丸子字中町裏30番地の３
破産者　株式会社宝和
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
福島地方裁判所

平成２５年（フ）第１３２号
横浜市中区扇町１丁目１番地16　横濱公園デュープレックスリズ1205号、商業登記簿上の本店所在地横浜市中区本牧町１丁目９番地ポートヒル本牧302号室
破産者　有限会社小泉工業
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４７５号
神奈川県藤沢市善行７丁目７番８号105
破産者　株式会社シー・アンド・シー
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８７号
大分市向原西１丁目７番24号
破産者　有限会社東洋電気
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第６号
福岡市早良区原４丁目23番15―405号
破産者　片山　國英
1　決定年月日　平成25年８月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２５７６号
札幌市豊平区月寒東３条５丁目５番１―403号、住民票上の住所札幌市中央区大通西15丁目１番地12　マンション大通410号
破産者　半田　昌広
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５７２号
福島県郡山市日和田町字南原２番地の14　ＳＡＫＵＲＡＩ102号室、開始決定時の住所仙台市青葉区国見ケ丘１丁目39番地の９
破産者　岩澤　隆太
1　決定年月日　平成25年８月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７９号
横浜市港南区上永谷４丁目３番３―102号
破産者　山根　　修
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４４０号
横浜市栄区飯島町2907番地の１　みどり野ハイツ２棟104号
破産者　倉形　　明
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５９６号
横浜市泉区中田南１丁目22番11号
破産者　崎野　一丸
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５５号
岡山県笠岡市金浦1063番地15
破産者　藤井　順子
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係